

【資料2】

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務の名称

循環器病予防・普及啓発事業業務委託

2 委託業務の目的

本県における循環器病による人口10万人当たりの死亡率※は、脳血管疾患が157.6（全国2位）、心疾患が231.7（全国13位）と高く、死亡率の低減は喫緊の課題となっている。

この課題の克服に向け、本事業は、効果的なセミナーの開催及び啓発資材の作成・配付を通して、県民の循環器病に関する正しい知識や具体的な予防法についての関心と理解を深め、一人ひとりの主体的な健康づくりを促すことにより、脳血管疾患や心疾患等の死亡率低減を図り、ひいては本県が目標に掲げる「健康寿命日本一」の達成に寄与することを目的とする。

※出典：厚生労働省「令和7年人口動態統計月報年計（概数）」

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）セミナーの運営

- ① 内 容：循環器病の正しい知識や予防法に関するセミナーの開催
- ② 対 象 者：一般県民
- ③ 開催回数：1回（県央地区で1回開催 後日アーカイブ配信）
- ④ 参加者数：会場参加100名程度、アーカイブ配信視聴300名以上（目標）
- ⑤ 開催時期：令和8年11月～12月
- ⑥ 時 間：2時間程度
- ⑦ 開催形式及び会場

ア 参集形式を基本とするが、オンライン形式とのハイブリッド開催も可とする。

イ 開催会場及び開催時期については、県と協議の上決定すること。

ウ 会場使用料及び講師への謝金等は、委託料に計上すること。

⑧ アーカイブ配信

ア セミナー当日の動画の撮影、音声の収録及び必要な編集（テロップ挿入、見やすさの調整等）を行うこと。なお、アーカイブ配信の承諾を講師から事前に得ること。

イ 編集した動画データは、県が指定する動画配信プラットフォームへアップロード可能な形式で納品するか、受託者が管理する配信環境を用いて一定期間（例：令和9年3月31日まで）公開すること。

⑨ 効果測定（アンケート）

- ア セミナーの現地参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、県及び受託者が協議の上決定すること。
- イ アーカイブ配信の視聴者数を把握するため、視聴回数（アクセス数）等の効果測定・報告が可能な手法を講じること。また、現地参加者向けのアンケート内容を踏まえて、視聴者向けのオンラインアンケートを設計し、実施すること。
- ウ 視聴回数の計測に当たっては、視聴回数を人為的に水増しする行為（視聴回数の購入、自動プログラムによるアクセス、その他不正な手段を用いた数値の操作）を行わないこと。
- エ 事業実施報告時には、数値報告だけではなく、配信プラットフォームの管理画面から抽出した客観的な統計データ（視聴地域、視聴維持率、アクセス元等のアナリティクスデータが確認できる画面のキャプチャ等）を添付するとともに、次年度以降に資する検証・報告を行うこと。

（2）啓発資料の作成

① 内 容：循環器病予防に関する普及啓発リーフレットの作成

② 仕 様

- ア A4判を基本とし、カラー刷り（両面印刷）とすること。
- イ 作成数は3,000部とする。
- ウ 校正は2回以上行うものとし、掲載する内容は、厚生労働省や関係学会等の公的なガイドライン等に基づいた正確な情報とすること。また、内容について県と十分に協議・確認を行うこと。
- エ 普及啓発資料及び当該電子データを秋田県健康福祉部健康づくり推進課へ納品すること。
- オ 作成した普及啓発資料は、（1）のセミナー参加者のほか、各種イベントの来場者や市町村等の関係機関へ配布・提供し、普及啓発に活用する。
- カ 作成された電子データは、県がSNSやウェブサイトで情報発信を行う際に活用する。
- キ リーフレットの作成以外の方法により、県民向けの周知啓発のために効果的な手法があれば、委託額の上限の範囲内でそれらも含めた企画提案及び積算を可とし、審査の対象とする。

5 契約に関する条件等

（1）再委託等

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出すること。
- ② 第三者についても「企画提案競技実施要領」中、「5 参加資格に関する事項」に定める参加資格の各要件に準じること。

③ 受託者は、県の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

① 県は、本業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

① 本業務の実施により新たに制作された成果物（リーフレット等）に関する著作権、所有権等は、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

② ①にかかわらず、受託者が本業務の開始前から独自に所有していたプログラム、著作物、ノウハウ等（以下「受託者固有資産」という。）に関する権利は、引き続き受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は、県が本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、受託者固有資産の利用を無償で県に許諾するものとする。

③ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

④ 契約時に成果品の著作権の帰属を県及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。

(4) 機密保護・個人情報保護

① 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。なお、当該契約終了後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

② 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。

③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、県が定める個人情報取扱特記事項を遵守の上、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いに留意するとともに、この事業による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が個人情報にアクセスすることがないように厳格に管理するものとする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を遂行する上で、著作権、肖像権や個人情報の取扱に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

6 想定スケジュール

時 期	内 容
令和8年8月	・全体打合せ
令和8年9月	・セミナー会場の確定、講師への依頼 ・リーフレットの構成・デザイン案の作成、検討 ・参加者アンケートの作成、検討 ・セミナー告知チラシ等の作成、申込受付の準備
令和8年10月	・リーフレットの校正、印刷 ・セミナー参加者の募集開始(Web、関係機関への案内等)
令和8年11～12月	・リーフレットの納品 ・会場参集型セミナーの開催(1回)、当日の動画の撮影 ・参加者アンケートの実施 ・収録動画の編集、確認 ・オンラインアンケートの設計、確認 ・アーカイブ配信の開始(12月中旬までの開始目標)
令和9年1～2月	・アーカイブ配信の継続 ・オンラインアンケートの回収・集計
令和9年3月	・アーカイブ配信の終了(または公開を維持) ・視聴回数の集計 ・アンケート結果の分析 ・成果物の電子データの納品 ・事業実施報告書の作成、提出

7 納品等

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下のとおり事業実施報告書等を県に提出すること。①②の期限は、事業完了日から起算して1か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

- ① 事業実施報告書(様式任意)
- ② 業務完了報告書(契約書様式)

(2) 納品先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム

8 支払条件等

(1) 検査及び支払方法

- ① 業務終了後、県に「7 納品等(1)①②」を提出する。県は受託者からの報告書に基づき、委託料を確定する。

- ② 額の確定後、受託者は請求書を県に提出し、県は、請求書の受領日から30日以内に、当該請求書に係る金額を支払うものとする。なお、県は委託料金を概算払いとすることができる。

9 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、契約締結後30日以内に、事業実施計画書を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、県との打合せ内容について記録・作成し、双方と共有すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えたときや、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 本事業の目的に照らし、より高い事業効果が期待できる独自の実施手法や、利便性・実効性を損なうことなく効率的な運営を可能とする代替案等があれば、適宜提案すること。
- (6) 契約の締結に当たっては、企画提案の内容を基本としつつ、委託候補者との協議により、事業目的の範囲内で必要に応じて内容の一部を修正・変更できるものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。